

長崎、昭51不1、昭52. 5. 1 6

命 令 書

申立人 X 1

同 X 2

被申立人 社会福祉法人 マルコ会

主 文

- 1 被申立人は、申立人X 1 及びX 2 に対し、次の措置を含め、昭和50年4月3日以降、両名が解雇されなかったと同様の状態に回復させなければならない。
 - (1) 解雇を取り消し、原職に復帰させること。
 - (2) 解雇から復職までの間に両名が受けるはずであった諸給与相当額（年5分の割合による金員を含む）を支払うこと。
- 2 被申立人は、下記内容の陳謝文を縦1メートル、横1.5メートルの白紙に墨書し、竹内学園玄関付近の見やすい場所に1週間掲示しなければならない。

記

昭和 年 月 日

X 1 殿

X 2 殿

社会福祉法人 マルコ会

理事長 B 1

陳 謝 文

当会が、昭和50年4月3日付でX 1 及びX 2 の両氏を解雇したことは、当会職員13名による労働組合の結成を嫌い、組合員を学園より排除するために行った不当労働行為である

ことを認め、今後、このような行為をしないことを誓約いたします。

この旨、長崎県地方労働委員会の命令によって表明します。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人X 1について

申立人X 1は、昭和38年3月に長崎大学商業短期大学部を卒業した後、実家の商業の手伝い、長崎市役所勤務、九州経営学園高等学校の教員、星野管工の渉外主任、中華菓子製造の「万順」などを経歴して、昭和47年10月、被申立人社会福祉法人マルコ会（以下「マルコ会」という。）が経営する竹内学園（以下「学園」という。）に、園生の生活指導員として就職したが、勤務成績不良などを理由に、昭和50年4月3日付で解雇通知を受けた。その後、上記解雇に対する地位保全の仮処分決定が長崎地方裁判所で行われたが、マルコ会は、X 1の就労を拒否しているため、X 1は賃金の支給のみを受け、現在に至っている。

(2) 申立人X 2について

申立人X 2は、昭和40年3月、長崎南山高校を卒業した後、愛知県尾西市の奥田毛織、名古屋市の運送会社竹市産業、タクシーの富士交通、長崎市の丸井タクシーを経験して、昭和49年6月1日、学園に生コンの運転手として就職し、同年9月ごろには、職業指導員に任命されたものの職務内容は変らなかった。その後、昭和50年3月中旬ごろから職業指導員としての職務に従事したが、申立人X 1と同様、勤務成績不良などを理由に解雇通知を受けており、地位保全の仮処分決定・学園の就労拒否及び賃金支給についてもX 1と同様な状態で現在に至っている。

(3) 被申立人マルコ会について

被申立人マルコ会は、援護・育成又は更生の措置を要する者らが正常な社会生活ができるよう援助することを目的として、授産施設・保育園の経営を行っている社会福

祉法人であり、上記学園は、男子の精神薄弱者で雇用されることが困難な者などを収容又は通園させ、生活訓練及び職業訓練を通じて園生の保護と社会的更生を図ることを目的として、マルコ会が設立した精神薄弱者の授産施設である。

なお、学園の職業指導種目としては、木工・ブロック製造・農芸・刺しゅう・生コン製造（但し、昭和50年3月31日まで）があり、昭和50年3月1日（組合結成）当時、園生は、収容者38名・通園者4名で、職員は、園長・事務長・指導員（職業指導・生活指導）・事務職員・看護婦・調理員などからなり、その数は園生数に応じて定員化されており、上記当時は15名であった。

2 申立人らによる組合結成の経緯

(1) 組合結成のざ折

昭和49年2月ごろ、人事院勧告に基づく給料の差額支給が行われる直前に、学園の事務長であるB2から、申立人らを含む学園の職員に対して、園生の食事や暖房の経費が不足することを理由に、差額の中から寄付をしてもらいたいと言われ、申立人らは不承不承従った。その折、事務長は「お前たち文句を言えば金は出んど、一銭ももらわんよりちっとでももろうた方がましじゃないか。」と言った。この寄付事件の後、2月末から3月初めごろ、ほとんど全員の男子職員が園長のB3を囲み、待遇の問題などを相談し、組合結成の機運が盛り上がったが、3月6日に園長より「不満のあるやつは辞めろ。」という回答があり、立ち消えとなった。

(2) 組合結成の契機と動き

ア 結成の契機

昭和50年2月、初旬、人事院勧告に基づく差額支給の直前になって、B2事務長が社宅に入っている者から一律72,000円を差額支給分より差し引く旨の話をしたことを契機に、職員間に組合をつくろうではないかという話が出てきた。なお、この差し引きは、事務長が、住居手当支給の基準を誤って解釈していたことに気づき返納させたものであった。

イ 結成の動き

同年2月5日以降、職員が何回となく集って話し合った結果、いよいよ労働組合をつくろうということになり、最終的には2月26日に、園長・事務長・宿直者を除く全職員12名が長崎県漁協会館に集合し、3月1日付をもって組合を結成すること、全日本自由労働組合長崎分会（以下「全日自労長崎分会」という。）に加盟することを決定し、役員を選出した。また、これまでの数回の会合の中で職員から出された要求事項を要求書にまとめ、理事長と団体交渉を行うことを決めた。そして、組合の名称を全日本自由労働組合長崎分会竹内学園支部（以下「学園支部」又は「組合」という。）と定め、園長・事務長を除く全職員13名が加入した。

3 組合員らの理事長宅訪問

(1) 理事長宅訪問時の状況

昭和50年3月1日午後6時ごろ、申立人兩名を含む組合員8名と全日自労長崎分会の執行委員長A1が、14項目の要求と4項目の質問を含む要求書を持って、理事長B1宅を訪れた。これに対し、B1理事長は、上記A1執行委員長と学園支部のA2支部長を玄関の外に追い出し、残りの組合員7名を応接室に通した。その後、A1執行委員長とA2支部長が再び玄関内に入り、理事長の妻及び妹と口論をはじめたところ、これを聞きつけた理事長は、応接室のテーブルを飛びこえて玄関へ行き、バットを振り上げて「帰れというのに、なして帰らんか。」「打ったたくぞ。」と言って、再び兩名を玄関から追い出した。

(2) 理事長宅応接室での状況

その後、理事長は、組合員が持参した下記内容の要求書について、一項目ずつ読み上げては説明をしながら、組合員の個人攻撃をしたり、「きさまたち何ばおいばなむっとか。」「ぶっ殺すぞ。」「月夜ばかりなかとぞ。」「学園の前ではたっと倒れて、朝、冷とうなととっても知らんぞ。」と言った。更に、「組合をつくるなら企業内でつくって、それから上につながる組合があるじゃないか。」「組合はできたがいい。」と言って、学園内の組合であれば支持する旨の意向を示した。

組合員が理事長宅を訪問してから約20分後、理事長は、事務長を電話で呼び付けて、

「B 2 さん、組合ばつくれたって言いよるばってん、あんたがつくらしとな。」と聞いた。これを受けて事務長は、組合員に対して、「組合をつくるならルールがあるが、どういうルールでどういうことでしたか。」「組合をつくれたとに、お前たちはおいに何も相談せんやった。お前たちがそういう私を経営者とみるなら、自分もその積もりで対処するから考えておけ。」と言った。

組合員が、理事長の威赫的発言や個人攻撃の前にほとんど発言ができず、黙りこくって下を向いた状態の中で、申立人 X 1 が「帰らせて下さい。」と切り出したところ、理事長は、「お前たちがこの要求書をこのままにするとやったら、朝まで話すぞ。」と言い、要求書を破るか撤回するかを迫った。これに対し、組合員は、理事長が学園のそばで経営している竹三生コン株式会社（以下「竹三生コン」という。）の事務員 C 1 に「すぐ帰ってくるから、しばらく生徒のめんどろを見とってくれんか。」と頼んで来たことや、園生のことが心配になったので、相談の結果、要求書を破ることになり、副支部長 A 3 が破った。そこで理事長は、組合員が帰ることを許し、「組合をつくるなら、企業内組合をつくれ。おれは、B 1 個人として話した、理事長として話したんじゃないか。」と言った。

(3) 要求書の内容

昭和50年3月1日に全日自労長崎分会と学園支部が連名で理事長へ提出した要求書の内容は、次のとおりである。

昭和50年3月1日

社会福祉法人マルコ会

理事長 B 1 殿

全日自労長崎分会

執行委員長 A 1

全日自労竹内学園支部

支部長 A 2

要 求 書

最近、社会福祉が大きくクローズアップされておりますが、私達もこの施設に勤務させていただき真に有意義なことと思っております。しかし、私達が日常園生と接するにつけ、社会福祉と銘うつこの学園がかくのごときで良いものであろうかと考えさせられます。園生の指導の問題、指導員の配置の問題、公金の使用に関する問題について疑惑が私達の心を深く重くしている現状です。以上の趣旨にもとづき、下記の通り要求書を提出しますので、誠意をもって3月5日迄に回答していただきたい。

記

- ① 竹三生コンKK、竹内学園の分離。
- ② 職員及び園生の竹三生コンKKへの派遣をやめる事。
- ③ 職員の身分と権利を保障してもらいたい。
- ④ 公金を適正に使用すること。
- ⑤ 正規の授産課目に職員を配置してほしい。
- ⑥ 昭和49年3月9日に不正な寄付を強制された分を（ただちに）返還すること。
- ⑦ マルコ会という名のもとに一方的に他の保育園への小使的の使用はやめてほしい。
- ⑧ 理事長の命令によって竹内組への代替人夫として職員及び園生の使用をやめてほしい。
- ⑨ 給料支給日を公務員並の21日にしてほしい。
- ⑩ 園生の訓練用の設備を充実させてほしい。
- ⑪ 宿・日直あけの代休をもらいたい。
- ⑫ 職員研修を充実させてほしい。
- ⑬ 人権を無視した言動を謹しんでほしい。
- ⑭ 交通事故の際の諸経費を全面的に雇用者負担を実施してほしい。
- ⑮ その他、次項の質問に対して明確に答えてほしい。
- ㊦ 昭和49.3.9に園生の食事をも事欠くということで、半強制的にさせられた寄附金を一年間も定期預金として預けておいたのはどういう理由でしょうか。
- ① 電話料金の件

24-4243だけが学園の電話で、あとの3台はマルコ会所有なのに、なぜ学園がマルコ会の電話料金まで支払わなければならないのか。

㊦ 授産収益の件

ブロック・木工の売上金がなぜ竹三生コンKKの収入になるのか？

㊧ 乗用車の件

サニーバンは学園所有なのになぜ竹三生コンKKが主に使用し、その費用（ガソリン代・修理代）は学園が全部支払わなくてはならないのか。

4 理事長・事務長による個人攻撃と組合弾圧

(1) 個人攻撃

昭和50年3月3日以降、理事長は、組合員を連日のように一人一人理事長室に呼び付け、個人的な問題を取り上げて話をした。

副支部長のA3夫妻（妻のA4は組合の会計）に対しては、電気代・水道代・くみ取り料などを学園に負担させて自分で払ってないこと、職場を放棄して午後4時半になると夫婦そろって上長崎保育園に子供を連れに行き、帰りに買い物をしてくることなどの点を指摘し、社宅を出て行ってもらいたいと言った。

また、書記長のA5・A6・A7に対しても、社宅を出てもらいたいとか、ガス・電気・くみ取り料を支払うよう求め、また「払わないなら切ってしまうよ。」と言った。

婦人部長のA8に対しては、「女のくせに生意気か。」「強情ばりやつけん、おやじから追い出されるつと。」「お茶のくみ方が悪か。」などと言った。

次に、申立人X1に対しては、同年3月25日、園生のC2に対する殴打事件について呼び出し、「お前、組合やめんとか。」と言い、X1が「やめるわけにはいかんでしょ。みんな裏切られんですもん。」と答えたところ、「お前、組合やめんとやったら、こっちもねC2の件で告訴しようと思っておるばってんどうか。」と言ったので、X1は「C2の件は、私自身も教育者として信念を持ってやったことだから、告訴されても何しても構いません。」と答えた。

一方、A 2 支部長に対しては、事務長が A 2 を呼んで組合をつくった経緯を聞いた上、「辞表を自分も出すから、お前も書いて来い。」と言った。

なお、A 2 は、同年 3 月中旬に退職願を提出し、4 月 1 日付で退職している。

(2) 職員室の分離

昭和50年3月10日、生活指導員であった申立人 X 1 と A 7 を従来の職員室に残し、生コンに従事していた職業指導員の申立人 X 2 らを通園生の控室に移し、組合員を分離した。

(3) 組合員 4 名の竹三生コンへの転籍

昭和49年6月末ごろ、竹内学園の生コン部が県の指導によって分離独立し、竹三生コンになったが、昭和50年3月までは、応援に行くという形をとって、学園の職員が竹三生コンの仕事に従事していた。

同年3月14日、県から学園の職員がまだ生コン車に乗っていると指摘されたところ、学園はスピーカーで職員を集め、理事長が「だいが電話したとか。」「おれをなむつとか。」「ぶっ殺すぞ。」と言った。

このことがあった後、A 5 ・ A 9 ・ A 6 ・ A10 の 4 名が学園に退職願を出し、同年 4 月 1 日付で竹三生コンへ転籍した。A 5 の場合は、女性関係で事務長・理事長に世話になり、ひけ目があったので、学園側の辞表提出要請に従った。

A 9 の場合は、事務長の息子の世話で就職した関係で、その方から「友達のくせにおって」うんぬんと言われ、「組合に対して、済まんばってん。」と言って退職届を出した。A 6 の場合には、理事長から、「お前は生コンの工場長に雇ったんだ。お前、ここで首になったら生コン以外仕事すところなかろうが、外にどこに行かるっとか。」と言われ、「組合に対して、済まんばってん。」と言いながら退職願を出した。

A10の場合は、3月15日には学園にいなかったもので、A 5 が A10 の退職願を代筆し、印鑑は学園側で押した。

その後、学園は、職業指導員として新たに 4 名を採用している。

なお、申立人 X 2 も、理事長から竹三生コンへの転籍を勧められたが、拒否した。

(4) 理事長の組合指導

理事長は、学園に組合が結成されたことを知って後、A 2 支部長・A 3 副支部長・A 5 書記長の 3 名を呼び、「組合を結成するについては、社会福祉法人に見合うような組合の規約を作ってくれんか。君たちがそういうことで組合を結成するのがむずかしいようやったら、大津の琵琶湖学園にできている。これを見学に行って、それで規約をもらってきて作ったがいいだろう。」「出張旅費も出すから見に行け。」と言った。更に、「せっかく組合をつくったならば、組合を正式な組合にしろ。そうせぬと組合の役員も分からぬ、代表者も分からぬ、組合員がだれとだれであるか分からない。そういう幽霊のようなことではいかんよ。団交もしよう、労協も作らにやらぬ。だからいつでもそれには応じる。だけれども、組合自身の体制を完全なものにした方がいい。」と言った。

5 その他の出来事

(1) 職員の資格についての職員会議

昭和50年3月初旬、職員会議の際、理事長は、授産事業をやめて更生施設にしたいという考えを話したが、その中で職員の資格に触れ、「授産事業であれば、5年以上福祉施設に従事している人は指導員として認められるが、技能士の資格がない限りそれ以外の人は指導員の資格がないので、職人か技能士を入れなければならない。しかし、更生施設であれば、一般職の者でも良い。」と言った。

(2) 授産施設についての県の指導

上記職員会議の後、理事長・園長・事務長の3名が長崎グランドホテルに呼ばれ、県の担当課長らと話し合いをした。その際、理事長は、職員会議の内容を伝えた後、授産施設は企業的な性格であり、外部から見ると余りにも子供の指導において残酷に見える。また、園生43名中17名が重度であるにもかかわらず、授産施設であるため重度加算手当がもらわれない。更に、これだけ重度がいるなら更生施設にしても同じような機械を使い、同じようなことをして更生施設でできるんじゃないか。ただ、名前が授産ということだけにこだわって企業的な存在でいなければならないが、更生施設

にして、職業訓練という立場であれば問題ない。という趣旨の事を述べた。また、更生施設に切り替えた場合の職員の処遇については、「私としたら、何とか外の企業の方に行かれる方はお世話してもよろしゅうございます。」と話したが、県側は、授産事業として存続させることを前提に、授産課目を検討したらどうかということで、話し合いを終えた。

この結論については、職員には伝えなかった。

(3) 昭和50年3月24日の出来事

昭和50年3月17日ごろ、理事のB4は、組合員を自宅に呼んで酒を飲ませ、組合をつくった経緯や職員の不満を聞いた上で、「よく分った。今後、何かあった場合には相談に来なさい。」と言った。

その後、A8が組合員に対し、「理事長から、お茶のくみ方が悪かとか、女のくせにおって強情かななどと言われ、私はもう耐えきらんけん、もう学園も組合も辞める。」と言って来たので、同年3月22日（土曜日）に組合員が宿直室に集まって話し合った結果、3月24日（月曜日）に学園の現状を県に話しに行こうということになった。その直後、X1が、学園に残っていたB4理事に会って、「組合員が個人攻撃に耐えかねているので、現状を県に話しに行きたい。」と言ったところ、B4は、「県に行っても悪くなる一方で、話は進展せんだろう。だからそれは自分に任してくれ。理事長と話をしてみるから。」と言い、「もし県にお前たちが行って、県が何もしてくれんときはどうすっか。」と聞いた。そこでX1は、「そんなかわし、私たちそうなった場合には、もう辞表でも出さんばしょうがなかですたい。」と答えた。

同年3月24日午後0時20分ごろ、職員は全員応接室に集められ、理事長・園長・事務長・B4理事・B5理事らから事情を聞かれた。その席上、理事長は、「お前たちはおいをなめとつとか。」「何しに県に行くとか。」「お前たちが県に行ってもへのつんばりにもならん。おれが行けばぺこぺこしとつとやつけん、お前たちの言うことも聞くもんか。」と言った。

その後、B5理事が「理事長、そんなにあんたのごとしゃべってばかりおって、

外に言おうと思っておっても言われるつもんか。」と執り成し、B 5 理事が司会の形をとって、職員に発言をさせた。そこでA 3 が最初に、「資格のなかもんは理事長が辞めさせると言われた。だからどうすれば資格がとれるのか県に聞きに行くつもりだった。」と言ったところ、理事長は、「資格のなかもんが勤められるつもんか。」などと言いながら、事務長に対して「こいたちの言うことをメモ取っとけ。」と言った。

B 5 理事に発言を促されて、うつむいていた外の職員もA 3 と同趣旨のことを述べたが、申立人X 1 は最後に付け加えて、「毎日毎日、個人攻撃をされるのを見て、見るにしのびなかったから現状を県に話しに行きたい。」と言った。それに対して理事長は、「お前なんばのぼすつとか、わがん事でもようしきらんくせにおってから、人の事をいらん心配はすんな。」と大声で言ったが、B 5 理事がそれを制止したので、X 1 は更に、「毎日の個人攻撃に加えて、毎時間毎時間、先生を長時間とられるもんだから、これじゃ二人しか先生はおらんとに、今までも足らん先生がますますその生徒の指導ができん。」と言った。この事情聴取は、午後5時位に終わった。

6 役員改選

昭和50年4月2日、県会議員を混えて、宿直のX 2 を除く組合員全員が浦上駅前のサン・ヒグチに集合し、A 2 が既に学園を辞めている関係上、A 2 と交代してX 1 を支部長に、A 5 が竹三生コンへ転籍した後、書記長が未定だったので、X 2 を書記長にそれぞれ選任し、組織の内部強化を企図した。

7 X 1 の殴打事件

- (1) 昭和50年2月20日、生コンの仕事が終った後、X 1 が生コン車を洗う際に水が出なくなったので、園生の洗濯や風呂の水を止めてくれということを2階の娛樂室に行って説明していたところ、園生のC 2 が、「お前が言うたとやろうが、お前が言うたとやろうが。」と言いながらX 1 の後を階段まで追って来て、「おまえが園長に言いつけたとやろうが。」と大声で叫んだ。そこでX 1 が、C 2 のところへ引き返し、「C 2、何のことか。」と言うと、C 2 は、更に「言うたろうが、言うたろうが。」と言って、ひぎで突いたりひじで突いたりして、しつこく迫ってきた。それに対してX 1 は、い

らいらして両手でC 2を押したところ、リノリウムの床に水がこぼれていたため、C 2が後ろ向きに2メートル位いすり、その地点から再びX 1に襲いかかって来たので、逃げながら差し出したX 1の右こぶしがC 2の目じりに当たった。その後、A 3がC 2を金子眼科に連れていったところ、球結膜下出血をおこしており、2週間で自然治癒するという診断であった。一方のX 1は、その時、背広のわきと後を破られた。

なお、C 2は当時、知能指数36、精神年齢5歳6か月、社会的成熟年齢8歳7か月であったが、体格はよく、年齢は37歳であった。

X 1は、事件直後、事件の模様を事務長に口頭で説明したところ、事務長は、「指導員に対して反抗的な態度を執ったり、言うことを聞かん生徒はたたいても構わん。」更に「背広の破れたとは、親から請求でもしてよか。」と言った。

なお、X 1は園長に対して、事件当日の午前中、口頭と文書でC 2の最近の行動について事前に報告しており、同日夜には、電話で事件の概要を報告した上、翌21日に文書で報告し、併せてC 2に対する指導方針と当人を負傷させたことへの反省についても書き添えている。

- (2) 学園は、上記殴打事件について、昭和50年7月(X 1の解雇は同年4月3日)にC 2の弟のC 3より委任状を受け取り、事務長が代理人となって、C 3名義でX 1を長崎警察署に告訴した。

その後、X 1は、C 3に会い、殴打事件の経緯を説明したところ、C 3は、告訴の意思はなかったが、学園から告訴をしてもらいたいと要請を受けたので、もしも要請を受け入れなければ、園生のC 2を引き取ってくれと言われると経済的な面その他で困るので、母親と相談してやむを得ず告訴を了承したと、その間の事情を話してくれた。

8 X 2の雪かき事件

昭和50年2月の大雪の日、男子職員が昼休み中に宿直室で休んでいたところ、事務長が遠くから、「みんな出て雪かきをせろ。」と叫んだが、職員は動かなかった。その後間もなく、女子職員が雪かきをするよう事務長の命令を伝えたが、職員は「昼休みやっけ

んすんまいや。」ということで動かなかったところ、今度は事務長が来て、大声で「みんな出て雪かきをせろ。」と言ったので、申立人X2が「昼休みでもせんばいかんとですか。」と言うと、「業務命令だ。」と答えたので、職員は命令に従い、雪かきに従事した。

9 組合脱退

組合結成（昭和50年3月1日）後間もなく、調理員であるA11とA12が組合から脱落し、その後、同年4月1日付をもって竹三生コンに転籍したA5・A6・A9・A10の4名も組合を離脱した。

次に、申立人両名の解雇（同年4月3日）後、学園に残っていた組合員は、A3・A7・A4・A8の4名であったが、同年5月6日に上記A3ら4名が脱退届を出したため、組合員は解雇された申立人両名と先に退職したA2（前支部長）の3名のみとなった。

第2 判断

1 当事者の主張

(1) 申立人らは、

昭和50年3月1日、学園内に労働組合を結成して以来、学園は、組合員による理事長宅訪問の際や就業時間中に、組合及び組合員に対する攻撃を繰り返し、組合の崩壊を意図して昭和50年4月3日付で、組合の中心的存在であった申立人両名を解雇したものである。

しかも、学園の主張する解雇理由は、解雇の真の理由を隠ぺいするための欺まんにすぎず、本件解雇は不当労働行為であると主張する。

(2) これに対し、被申立人は、

マルコ会の理事長B1は、反組合的思想の持主ではなく、かえって社会福祉事業の充実発展のためには施設に組合があったほうが望ましく、組合が結成されたら組合と団体交渉をし、労働協約も締結しようと考えていたのであるから、本件解雇と組合結成との間には何ら因果関係も存しない。

このことは、申立人両名が組合の中心的存在でなかったこと、副支部長のA3が引

き続き現在まで学園に勤務していることが如実に示している。また、組合結成の真の理由は、組合員が毎年1回行われる勤務評定を恐れたためであると主張し、申立人兩名の解雇理由を次のとおり列挙している。

ア X 1 の解雇事由

- (ア) 園生のブロック製造を指導中、園生は作業しているのに坐って漫画本を読んでいた。
- (イ) 園生にあだ名をつけた。
- (ウ) 飲酒して宿直勤務するため、外の職員の場合に比べ、園生の逃亡（無断外出）事件が一番多かった。
- (エ) 園生の頭部・顔面などを前後少なくとも4回殴打した。
- (オ) 労災保険金・宿舍手当を不当に受給した。
- (カ) 性格的には気分変易性傾向の気分屋で口数が多く、短気で、好き嫌いによって園生の取扱いに差別をし、園生の心服を得られない状態にあった。
- (キ) 昭和49年4月1日から昭和50年3月31日までの間に、遅刻を20回、早退を3回、欠勤を5回しており、遅刻は全て無届けで職員中一番多かった。
- (ク) 飲み屋に飲酒の代金未払を生じた外、宿直勤務中に飲酒し、園生の逃亡事件を一番多くじゃっ起した。
- (ケ) 昭和50年2月20日、園生のC 2を殴り全治2週間の傷害を負わせた。
- (コ) 同僚職員を扇動して職場放棄を計画し、昭和50年3月24日午後、各々辞職願を持参して県に行こうとした。

イ X 2 の解雇理由

- (ア) 学園生コン部の運転手として就職し、後に職業指導員に任ぜられたが、無断欠勤・宿舍手当の不当受給が認められ、勤務成績は良好ではなかった。
- (イ) 昭和49年4月1日から昭和50年3月31日までの間に、無届け欠勤10回を繰り返した。
- (ウ) 昭和50年2月の豪雪の際、上司に反抗した。また、自動車事故についての報告

書や領収書の提出を何回となく催促されてやっと提出した。

(エ) 自動車の運転免許の外、全く心得もなく、指導員として積極性も社会福祉に対する心構えもなかった。

(オ) 授産施設の生コン部を廃止し、その業務を竹三生コンに移したので、X 2 は必要でなくなった。

2 組合結成の動機

学園は、職員が年 1 回行われる勤務評定によって処罰されることを恐れて組合をつくったと主張し、理事長証言の中でも、かねてより A 2・A 3・A 5・A 7・X 1・X 2・A 4・A 8 の 8 名を職務怠慢で処分しようと考えていたと述べており、確かに上記申立人ら 8 名にも勤務上非難される点がなかったわけではない。

しかし、第 1 の 2(1)認定とおり、昭和50年 3 月 1 日の組合結成以前においても、待遇問題などで組合結成の気運が存在していたこと、更に第 1 の 3(3)認定のとおり、組合員が理事長に申し入れた要求書の中に勤務評定を恐れていたと考えられるような文言は見当らず、むしろ、学園に対して積極的な改善を求めていることなどからみても、職員が学園の勤務条件や待遇に大きな不満を抱いていたことは明らかであるから、この点についての学園の主張は採用し難い。

3 理事長宅での出来事

学園は、昭和50年 3 月 1 日（土曜日）、組合員が理事長宅を訪れた際、理事長が要求書の内容に対して学園の立場を鋭意説明したところ、組合員も納得して要求書を破棄したと主張するが、第 1 の 3(1)・(2)認定のとおり、理事長が A 1 執行委員長と A 2 支部長を追い出したときの異常ともいうべき行動や威嚇的発言を目の当たりに見聞していた残留組合員が、理事長に対し恐れを抱いたことは容易に推認できるばかりでなく、その後引き続いて行われた、理事長と事務長の組合員に対する一方的・威圧的な発言やその場の空気などから判断する限り、組合員が理事長の説明に納得して、素直に要求書を破棄したとは到底考えられない。むしろ、理事長から「お前たちがこの要求書をそのままにするのやったら、朝まで話すぞ。」と威圧されたため、組合員が、留守番を頼んできた

園生のことが心配になり、やむを得ず要求書を破棄したというのが真相である。

4 個人攻撃と組合弾圧

第1の4(1)認定のとおり、組合結成の事実を知った理事長が、昭和50年3月3日（月曜日）以降、A3副支部長夫妻・A5書記長・A6・A7・A8・申立人X1ら7名の組合員を、一人ずつ理事長室に呼び付けて個人攻撃を加えたこと。殊に、申立人X1に対し、理事長が、園生のC2に対する殴打事件を持ち出して組合脱退を迫ったこと。第1の4(2)・(3)認定のとおり、A5書記長・A9・A6・A10の4名から退職願を提出させた上、理事長が経営する竹三生コンに転籍させ、新たに職業指導員4名を採用したこと。更に、同年3月10日、学園は職員室を二つに分離し、組合に加入している生活指導員と職業指導員を隔離したこと。以上の事実は、いずれも組合結成を契機として集中的に行われておることなどからみても明らかなように、学園が、全日自労長崎分会加盟の学園支部の存在を嫌ってこれを破壊しようと意図してなしたものであり、いずれの行為も労働組合の運営に対する支配介入である。

なお、学園は、申立人両名の解雇と組合結成との間には何ら因果関係はないばかりか、現在もA3副支部長が引き続き学園に勤務していると主張しているが、組合結成当時13名いた組合員のうち、本件結審時まで在職していた者は、上記A3と調理員のA11・A12の3名であり、しかも、A3ら3名は、いずれもその後組合を脱退していることからみても明らかなように、もはや学園内には全日自労長崎分会学園支部の組合員は残っていないのであるから、学園の主張は理由がない。

5 理事長の組合指導

学園は、理事長が反組合的思想の持主ではなく、かえって社会福祉事業の充実発展のためには労働組合があった方が望ましいと考えていたと主張しているが、第1の4(4)認定のとおり、理事長の望んでいたと思われる労働組合というのは、申立人両名の加入している全日自労長崎分会学園支部のような組織ではなく、滋賀県大津市の琵琶湖学園に組織されているようないわゆる企業内組合を指していることが推認されるのである。

ところで、労働者がどのような組織の労働組合を結成するかといった問題は、労働者

が自主的に決定すべき事柄である。使用者が、使用者自身の内心的意思としてどのような労働組合を望ましいと考えようとも、そのこと自体は使用者の思想の自由の範囲内に属する事柄であり何ら問題はないが、本件のように、使用者が自己の考えを対向関係にある労働組合やその組合員に対して指導又は指示することは、正に労働組合の運営に対する支配介入に該当するので許されない。

6 X 1 の解雇

学園は、X 1 の解雇理由について、上記 1 (2)アのとおり主張しているので、以下に判断する。

ア 解雇理由(ア)については、第 1 の 5 (3)認定のとおり、学園に無断で、精神薄弱者である園生を放置して全組合員が県に出向くということは、いささか慎重を欠くとのそしりをまぬがれ難いが、第 1 の 4 (1)及び 5 (3)認定のとおり、理事長による A 3 副支部長ら 7 名の組合員及び事務長による A 2 支部長に対する個人攻撃が集中的に行われたため、A 8 のように学園も組合も辞めたいという者が出てきたので、何としてでも自分たちの身を守ろうと考えた揚げ句、組合員が思い余って、学園を指導監督する立場にある県当局に実情を訴えに行こうとしたことは、当時の状況から判断すれば誠に無理からぬことであり、その責任の一端は、原因を作った学園側が負わなければならない。したがって、X 1 と X 2 がこの計画において指導的立場にあったとしても、何ら外の組合員を扇動したものとはいえず、ただ単に組合員の意思をまとめる役を果たしたというにすぎない。

イ 解雇理由(イ)については、C 2 の突進をかわそうとして無意識に出したこぶしがたまたま C 2 の顔面に当たったのか、それとも故意に殴ったのかにわかに断定できないが、学園が主張するように、指導員自らが精神薄弱者の園生を負傷させることが好ましくないことは何人も首肯し得るところであり、その観点から X 1 の責任は必ずしも軽いとはいえない。

しかしながら、第 1 の 7 (1)認定のとおり、X 1 は、最近における C 2 の精神状態と日常態度に懸念を抱き、事件発生前の当日朝、園長に C 2 の指導に留意すべき点につ

いて事前に報告しており、更に事件直後、園長と事務長に対して口頭及び文書で報告していること。しかも、上記報告書において、園生を負傷させたことを反省している旨記載している事実からみれば、学園が主張するように事件に対する反省が無かったわけではない。むしろ、事件の前後における報告書の内容などから判断すれば、X 1 が自らの職務に対し、積極的に取り組んでいたことがうかがわれる。

なお、学園は、この事件を知った社会福祉関係者の間で学園の信用が著しく傷つけられたと主張するが、X 1 の解雇前にそのような事実があったと認定できる疎明はない。

ウ その外にも、学園は付随的な解雇理由を列挙しているが、(エ)については、園生の生命にかかわったり、社会生活に適応できないような悪癖をやめさせるために、幼児に対する仕置きの意味で園生をきょう正したと認められる。次に(オ)の労災保険金と宿舍手当については、不当受給の事実とは認められず、また(カ)・(キ)・(ク)については、職員中宿直時の園生の逃亡件数と無届遅刻の回数が一番多かったと認定できる疎明はない。

更に、(ケ)については、園生にせがまれて漫画本を読んで聞かせたものと思われるし、(イ)のあだ名を付けたことも園生との親和を意味するものであって、(カ)の園生に対する差別取扱いんぬんについても、解雇理由には当たらないと判断される。

7 X 2 の解雇

学園は、X 2 の解雇理由について、上記 1 (2)イのとおり主張しているので、以下に判する。

ア 解雇理由(ア)の宿舍手当については、確かに学園が主張するように、X 2 が虚偽の申告をし、不当な給付を受けていたと思われる節がないではないが、宿舍手当支給の前提となるべき証明書（借家であることの契約書など）を提出していないX 2 に対して同手当を支払っていたということは、むしろ学園側が便宜をはかっていたとしか考えられない。しかるに、組合結成後、理事長自らがX 2 の母親に電話で問い合わせた上で、いまさら不当受給呼ばわりするのは失当である。

イ 解雇理由(イ)の無届欠勤については、欠勤の前に当直者へ電話連絡していたというX 2

の主張は措信するに足る疎明がなく、また欠勤届け用紙が備え付けてあったことすら知らなかったと主張しているが、このことをもって届け出義務を怠ったことを正当化するものではない。しかしながら、従前から学園では、届け出を怠った場合、その都度本人に対して注意又は指導するなど厳格に取り扱っていたという事実がなかったにもかかわらず、組合結成後、このことを理由にいきなり解雇するということは余りにも酷というべきである。

ウ 解雇理由(ウ)の雪かきの際の発言については、第1の8認定のとおり、学園が主張するような「反抗」ではなく、昼休み時間中に雪かき業務を命じられたことに不満を漏らしたというにすぎない。仮りに、X2の発言が反抗的に聞えたとしても、それは事務長の威圧的な口調に対する一時的な反発であり、しかもその後、X2は外の職員と一緒に雪かきに従事しているのであるから、解雇理由に当るものとは考えられない。

なお、自動車事故についての報告書や領収書については、学園の主張するように報告書を提出せず、また領収書の提出が遅れたことは事実であるが、このことが解雇に該当する程の非行とは認め難い。

エ 解雇理由(エ)については、第1の1(2)認定のとおり、X2は就職以来、専ら学園の生コン車運転に従事しており、実際に職業指導員らしい仕事を命じられたのは、解雇(昭和50年4月3日)直前の同年3月中旬以降である。

したがって、学園がX2の職業指導員としての技能・態度・心構えなどを評価するには余りにも勤務評定の対象期間が短かく、問題とするに足りない。

オ 解雇理由(オ)については、第1の4(3)認定のとおり、学園は、X2の解雇後、職業指導員として新たに4名を採用しているが、X2を解雇した後に特殊事情が生じたために職業指導員が必要になったとの疎明も無いから、4名の新規採用は、解雇したX2と竹三生コンに移籍したA5・A9・A6・A10ら4名の補充と思料されるので、学園がX2を必要としなくなったという理由は当たらない。

第3 法律上の根拠

以上のとおり、学園は、組合結成の動機を、職員の勤務評定を恐れての行動であると

わい曲することによって、学園内の問題や不正を隠ぺいしようと努めるとともに、一貫して申立人ら両名の加入する全日自労長崎分会学園支部を嫌い、組合員に対する個人攻撃と組合弾圧を繰り返したため、間もなく調理員のA11とA12が組合から脱落し、昭和50年3月中旬にはA2支部長が退職願を提出した。更に、同年3月7日付でA5書記長が、3月10日付でA9が、3月15日付でA6が、3月18日付でA10がそれぞれ竹三生コンへ転籍するために退職願を提出したので、組合員の動揺はその極に達していた。

このような状況の下においても、申立人両名は、学園側の圧力に屈することなく、最後まで組合に踏みとどまり、第1の6認定のとおり同年4月2日には、A2に代わって申立人X1が支部長に、またA5に代わって申立人X2が書記長にそれぞれ選任された。

これに対し、翌4月3日、学園は追い打ちをかけるように、正当な理由がないにもかかわらず申立人両名をあえて解雇したことは、それによって一気に組合を壊滅しようとい意図して行ったものであり、明らかに労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

よって、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

昭和52年5月16日

長崎県地方労働委員会

会長 藤 原 千 尋